

平成27年7月診療分から、一部負担金払戻金等(家族療養費附加金)に所得区分を新設しました。  
詳しくは下記をご参照ください。

区分	～平成27年6月	平成27年7月～平成27年9月	平成27年10月～平成28年8月	平成28年9月～
一部負担金払戻金等の自己負担限度額	25,000円	<b>新設</b> ※上位所得者：40,000円	標準報酬の月額が 53万円以上の方：40,000円	<b>引上げ</b> → 50,000円
		一般所得者：25,000円 (変更なし)	標準報酬の月額が53万円未満の方：25,000円 (変更なし)	
合算高額療養費附加金の自己負担限度額	50,000円	<b>新設</b> ※上位所得者：80,000円	標準報酬の月額が 53万円以上の方：80,000円	<b>引上げ</b> → 100,000円
		一般所得者：50,000円 (変更なし)	標準報酬の月額が53万円未満の方：50,000円 (変更なし)	

※ 上位所得者とは、平成27年9月以前に診療を受けられた方のうち、給料月額が42.4万円(特別職にあっては53万円)以上の方となります。